

債権回収担当課長
 納課長
 税務課長
 国保年金課長
 福祉課長
 公営企業(上下水道・病院等)徴収担当課長
 住宅管理課長 殿

新規講座

70th
Anniversary

一般社団法人 日本経営協会
 常務理事・中部本部長 大久保 若穂

<名古屋地区>NOMA 行政管理講座のご案内

[2020年2月6日(木)~7日(金)開催]

自治体債権管理における 債権放棄・減免実務講座

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

自治体の債権管理において、一番の目的は適正な「回収」であることは疑いの余地もありません。しかし、回収困難な債権に対していつまでも多くの費用をかけ回収を行うことは、他の回収可能な債権への対応が不十分になり、全体として効率的な債権管理業務の妨げとなります。債権管理において「最少の経費で最大の効果」を生み出すためには「回収」だけでなく「債権放棄・減免」も適切に実行していかなければなりません。

本セミナーでは、「債権放棄・減免」にスポットライトを当て、自治体債権管理に関する理解を深めていただく標記講座を開催いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬具

記

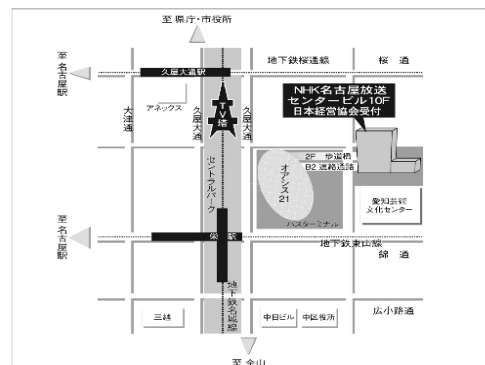
日時：2020年 2月6日(木) 13:00~17:00
 7日(金) 10:00~16:00

会場：NHK名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市東区東桜 1-13-3)

講師：弁護士法人マイスタット法律事務所 弁護士 須田 徹 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	29,000円	2,900円	31,900円
一般	32,000円	3,200円	35,200円



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
 地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
 地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
 【中部国際空港より】
 名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
 ※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。

折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。領収書が必要な場合はご連絡ください。
- ・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。

開催日の3営業日前~前日までのキャンセルは参加料の30%、開催日当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますのであらかじめご了承ください。

ご宿泊：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。

ご参考までに会場周辺のホテルを、下記の通りご案内申し上げます。

- ※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます
- ※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000円~13,000円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000円~	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当:松尾・里見)

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418

※お問合せは、平日の9:15~17:15 お願いいたします。

以上

◆プログラム◆

※庁内実施のご相談も承っております。担当までご連絡ください。

<p>第1 総論</p> <p>1 不納欠損処理について</p> <p>(1) 不納欠損の意義と考え方 (2) 欠損処理が必要な場合 (3) 債権放棄・免除の手続きの要否が問題となる事案</p> <p>2 財産調査</p> <p>(1) 財産調査の目的等 (2) 地方税の徴税吏員の調査権限 (3) 地方税以外債権に係る調査権</p> <p>3 個人情報取得の制約</p> <p>(1) 個人情報保護条例 (2) 個人情報保護法 (3) 税務情報に係る守秘義務</p> <p>第2 時効と欠損処理</p> <p>1 時効が完成しているか否かの見極め</p> <p>(1) 公債権と私債権の区分 (2) 時効の起算点 (3) 時効の中断</p> <p>2 時効の援用</p> <p>(1) 援用の意義 (2) 援用権者 (3) 時効援用の相対効</p> <p>3 時効が完成した債権の取扱い</p> <p>(1) 私債権 (2) 公債権 (3) 時効完成後の債務承認 (4) 私債権について時効が完成している場合の措置</p>	<p>第3 徴収困難者に対する措置（強制徴収公債権の場合）</p> <p>1 滞納処分の執行停止（地方税法15条の7）</p> <p>(1) 概要 (2) 要件 (3) 停止の効果</p> <p>2 具体的事例の検討</p> <p>(1) 「滞納処分できる財産」が問題となる事案（同条1項1号） (2) 「滞納処分によって生活窮迫」が問題となる事案（同条1項2号） (3) 「所在不明」か否かが問題となる事案 (4) 滞納処分の一部停止の可否</p> <p>第4 徴収困難者に対する措置（私債権、非強制徴収公債権の場合）</p> <p>1 徴収停止（自治法施行令171条の5）</p> <p>(1) 要件・効果 (2) 「法人の事業廃止」が問題となる事案（同条1号） (3) 「所在不明」が問題となる事案（同条2号） (4) 「少額」か否かが問題となる事案（同条3号）</p> <p>2 債権管理条例による債権放棄</p> <p>(1) 著しい生活困窮を理由とする債権放棄 (2) 債務者が死亡、失踪、行方不明等を理由とする債権放棄 (3) 破産免責等を理由とする債権放棄 (4) 強制執行が不奏功に終わったことを理由とする債権放棄</p>
--	--

<講師紹介> 弁護士法人マイスタット法律事務所 弁護士 **須田 徹氏**

1981年 東京弁護士会登録

2005・2006年度 同弁護士会弁護士業務改革委員会委員長同委員長在任時に同委員会内に自治体債権管理問題検討チームを立ち上げ、同検討チームの座長として東京都江戸川区の債権管理条例、債権管理マニュアルの策定に関与

2005・2006年度 東京簡易裁判所民事調停官（非常勤裁判官）

2007年度 同弁護士会副会長

2010・2011年度 東京弁護士会自治体等法務研究部部長

2010年度～ **浦安市専門委員**

2011年度 財団法人地方自治情報センター契約監視委員会委員

2014年度～ **日弁連自治体等連携センター公金債権部会長**

2015・2016年度 墨田区入札等外部審査委員会委員

2016年度～ **中野区審理員** (太字は現職)

特別区職員研修所、市町村アカデミー、江戸川区、神奈川県、林野庁、東京弁護士会、ほか多くの団体へ研修講師として多数出講。

【著書】 「自治体のための債権管理マニュアル」(ぎょうせい)

日本経営協会・中部本部(担当:松尾・里見)行 (この面をそのままFAXしてください) **FAX(052)952-7418**

日本経営協会会員 一般 (該当する方にレ印を付けてください) 2020/2/6-7

60014006 「自治体債権管理における債権放棄・減免実務」講座・参加申込書 年 月 日

ふりがな 団体名	TEL () -		ご派遣責任者 (ご連絡担当) 所属・役職名
	Fax () -		
所在地	〒		氏名
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験
			年 月
			年 月
<通信欄>			<ご記入 (レ印) のお願い> この講座の開催情報を得た時期は、 講座開催日の <input type="checkbox"/> 半年以上前 <input type="checkbox"/> 3ヶ月～半年前 <input type="checkbox"/> 2ヶ月前 <input type="checkbox"/> 1ヶ月前 <input type="checkbox"/> 2週間前 <input type="checkbox"/> 1週間前～直前

※請求書の宛先についてご教示ください。(団体名と同じ その他 宛)

・3名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。
 ・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
 ①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。